

# 規 約

## 第1章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 この連盟は、千葉県スキー連盟（Ski Association of Chiba 略称S.A.C）という。

(事務所)

第2条 この連盟の事務所は、千葉県八千代市萱田2232-48に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この連盟は、スキー及びスノーボード（以下「スキー」という）の正しい普及、振興を図り、あわせて県民の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スキーに関し、千葉県、公益財団法人千葉県スポーツ協会、公益財団法人全日本スキー連盟その他の関係機関と協力し、千葉県民の体力の向上と健全なるスポーツ精神の涵養を図るための事業、並びに目的に沿う団体への援助。
- (2) 競技会、検定会、研修会、並びに講習会などの実施を通じ社会体育の一環として、広く県民への正しい安全なスキーの普及と、そのための指導者の養成。
- (3) スキー技術の向上と選手層の拡大強化、及び千葉県を代表する選手の選考、派遣。
- (4) スキー傷害防止についての対策の研究と、その普及。
- (5) その他、この連盟の目的を達成するために必要な事業。

## 第3章 加盟団体及び構成

(資格と構成)

第5条 この連盟は、この連盟の目的に賛同するスキー団体により構成する。

- 2 この連盟の加盟団体は、公益財団法人全日本スキー連盟に登録する10名以上の会員を有する県内のスキー団体とする。ただし、事情により会員が10名に満たないスキー団体であっても、代表委員会の議決によって加盟を認めることができる。
- 3 すでに加盟している団体は、前項の規定にかかわらず、引続き加盟団体とする。
- 4 加盟団体に所属する登録会員は、この連盟の会員とする。

(加盟の承認)

第6条 加盟団体の承認は、加盟申請に基づき、代表委員会の議決による。ただし、理事会において、仮承認をすることができる。

- 2 加盟申請の方法は、運営規則第15条に定める。

(脱退及び資格の喪失)

第7条 加盟団体が脱退しようとするとき、又は資格を失ったときは、代表委員会の議決を経て、脱退又は除籍することができる。

(権利の停止及び除名)

第8条 この連盟の規約に違反し、又はこの連盟の目的に反し、著しく不都合な行為があったと認められ

たときは、常任理事会及び理事会に諮り、代表委員会の議決によって、加盟団体又は会員に対し、権利の停止、又は除名をすることができる。

(負担金の納付義務)

第9条 この連盟の加盟団体は、毎年度所定の期日までに負担金を納入するものとする。

#### 第4章 会 計

(会 計)

第10条 この連盟の会計は、一般会計及び特別会計により処理する。

2 特別会計は、別に定める特別会計規定により処理する。

(費用の支弁)

第11条 この連盟の運営に要する費用は、加盟団体の負担金、加盟金、登録料、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(負担金と納入期日)

第12条 加盟団体は、運営規則第14条に定める負担金を毎年11月末日迄に、納入するものとする。

(加盟金)

第13条 新規に承認を受けた加盟団体は、運営規則第16条に定める加盟金を、加盟年度の負担金とあわせて納入するものとする。

(事業年度)

第14条 この連盟の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

#### 第5章 役 員

(役員構成)

第15条 この連盟に次の役員を置く。

(1) 理事25名以内とする。

(2) 監事2名とする。

(常任理事)

第16条 理事の中に会長1名、副会長2名以内、理事長1名、各専門部長1名で構成する。ただし必要に応じて副理事長を置くことができる。これらの役員は常任理事とする。

(兼職の禁止)

第17条 理事は、監事を兼ねることができない。

(名誉会長、顧問及び参与)

第18条 この連盟に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与の推薦については、運営規則第9条に定める。

(役員選出)

第19条 役員選出については、運営規則第4条に定める。

(専門部の設置と専門委員)

第20条 この連盟の事業を効果的に遂行するために、各専門部を設置し、運営にあたり役員以外に専門委員を置くことができる。

2 各専門部の構成及び専門委員の選任については、運営規則第11条及び第13条に定める。

(役員職務)

第21条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、この連盟を統括代表する。

副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序によりこれを代理する。

(2) 理事長は、会長、副会長を補佐し、この連盟の事業を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序によりこれを代理する。

(3) 各専門部長は、理事長を補佐し、事業を遂行する。

理事は理事会を構成し、この連盟の業務を議決し、執行する。

(4) 監事は、この連盟の事業及び経理を監査し、その結果を代表委員会に報告し、会長に対し助言する。

(5) 名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応え、この連盟の事業に助言する。

(役員任期)

第22条 この連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補充又は増員により、選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員解任)

第23条 役員がこの連盟の役員としてふさわしくない行為があった場合、又は特別の事情のある場合は、その任期中といえども常任理事会及び理事会にはかり、代表委員会の議決により、これを解任することができる。

(役員報酬)

第24条 この連盟の役員は無報酬とする。ただし、その職務のため必要な実費及び旅費を支給することができる。

(書記及び事務職員)

第25条 この連盟の事務を処理するために、事務所を設け、事務職員を置くことができる。

2 書記は、代表委員会、理事会、及びその他の会議に出席し、その職務を遂行する。

3 事務職員は、会長が任免し、理事長の命をうけ事務に従事する。

4 事務職員は、有給とすることができる。

5 必要により役員が事務職員を兼ねる場合は有給とすることができる。

(事務所)

第26条 事務所及び事務職員に関する事項は、理事会の承認を得て、代表委員会に報告する。

## 第6章 代表委員

(代表委員の選任)

第27条 この連盟の加盟団体は、代表委員を1名選出し、代表委員会に出席しなければならない。

ただし、やむをえない理由で欠席する場合は、委任状を代表委員会が開催される前日までに、会長に提出しなければならない。

(役員兼任の禁止)

第28条 この連盟の役員は、代表委員を兼ねることができない。

代表委員が役員に選出されたときは、選出された加盟団体は、これにかわる代表委員を選出す

るものとする。

## 第7章 会 議

(会議の種類)

第29条 この連盟の会議は、代表委員会、理事会、常任理事会、その他各種委員会とする。

(代表委員会)

第30条 代表委員会は、代表委員をもって構成し、この連盟の最高議決機関である。

(理事会)

第31条 理事会は、理事をもって構成し、常任理事会から提出された審議事項を審議し、代表委員会に議案を提出する。

(常任理事会)

第32条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、この連盟の事業の運営に関する事項を審議し、理事会に議案を提出する。

(代表委員会の招集)

第33条 代表委員会は、7月及び10月を定例とし、毎年2回以上会長が招集する。ただし、代表委員の3分の1以上から、会議の目的及び理由を示して、請求があったときは、請求のあった日から5週間以内に代表委員会を招集しなければならない。

(代表委員会の成立)

第34条 代表委員会は、代表委員現在数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第27条の委任状の提出があった場合は、出席したものとみなす。

(代表委員会の議長)

第35条 代表委員会の議長は、会長又は会長が指名する理事より1名、代表委員より1名、合計2名がこれにあたる。ただし、代表委員である議長は、代表委員会において互選する。

(代表委員会の議決)

第36条 代表委員会の議決は、特別に定めた場合を除き、出席代表委員の過半数により決する。なお、賛否同数の場合は、代表委員である議長が決する。

(代表委員会の審議事項)

第37条 代表委員会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選出、承認及び解任
- (4) 加盟団体の承認及び除籍
- (5) 規約等制定及び改廃
- (6) 加盟団体からの提出議案
- (7) その他、必要と認める事項

(理事会の招集及び議長)

第38条 理事会は毎年2回以上会長が招集し、議長は会長又は会長が指名する理事がこれにあたる。

(理事会の成立及び議決等)

第39条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席（委任状も含む）により成立し、出席理事の過半数により議決する。なお、賛否同数の場合は、議長が決する。

(常任理事会の招集及び議長)

第40条 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長又は会長が指名する常任理事がこれにあたる。

(監事の会議への出席)

第41条 監事は、代表委員会、理事会及び常任理事会等に出席し、意見を述べることができる。

(各種委員会)

第42条 この連盟に、事業執行上必要と認めた場合、各種委員会を置くことができる。

- 2 各種委員会の設置及び委員会を構成する委員の選出は、理事会の議決による。
- 3 委員は、会長が委嘱する。
- 4 各種委員会は、理事会及び代表委員会の諮問に応ずる。

(議事録)

第43条 代表委員会及び理事会等の議事について、議長は次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席した構成員の氏名
  - (3) 委任状を提出した者の氏名
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の要旨及び発言者の発言要旨
- 2 代表委員会においては、議長のほか、代表委員より2名の議事録署名人を選出し、署名しなければならない。
  - 3 理事会においては、議長のほか、理事より2名の議事録署名人を選出し、署名しなければならない。
  - 4 議事録は、原則として公開とする。ただし、構成員の3分の2以上の承認により、非公開とすることができる。

## 第8章 雑 則

(規約の改廃)

第44条 この規約の改廃は、代表委員会において、この規約の改廃は、代表委員会において、出席代表委員の3分の2以上の同意によらなければならない。

(個人情報の保護)

第45条 連盟の事業の実施に伴い、収集した個人情報については、適正な管理のもと第三者への不当な提供等がないようにつとめなければならない。

(付 則)

第46条 この規約は、昭和59年10月 7日から施行する。

改正 昭和60年10月 6日

改正 平成 6年 9月 1日

改正 平成 7年10月 8日

改正 平成18年10月 1日

改正 平成23年 7月 3日

改正 令和 5年 7月 2日